

別添 1

県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応について

島根県教育委員会

1. 新学期の入寮時

(1) 入寮前の健康状況と入寮の意思の確認

- ① 春季休業（学年末・学年始休業）中に帰省している生徒及び新入生に対して、電話などの方法により、本人について以下の点を確認する。
 - ・体温の状況、発熱等の風邪症状はないか
 - ・春季休業中の生活の状況について（海外渡航の有無、周辺の感染者の状況など）
- ② 発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。
- ③ 学校が行う寄宿舎での感染症対策の取組（下記2のとおり）を説明し、入寮後生徒自身が感染防止対策を確実に行うことを確認するとともに、新年度に向けた入寮の意思を確認する。
- ④ 入寮に向けて、公共交通機関を利用する予定の場合は特に、移動中マスクを着用するなどの感染症対策を万全にさせる。

(2) 入寮時の健康状況の確認

入寮の際に、検温と風邪症状の確認を行う。発熱等の風邪症状がある場合は、当面入寮を見合わせ、家庭での待機を要請する。

2. 入寮後の生活における対応（感染例判明前）

(1) 感染源を絶つ取組

- ① 毎朝の検温、風邪症状の確認を行い、記録をとる。
- ② 発熱（37.5度以上）やのどの痛み、長引く咳（1週間前後）や倦怠感が確認される場合は、他の生徒と接触しない措置をとる。

(2) 感染経路を絶つ取組

- ① 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ② 共有スペースや舍室を定期的に換気する。
- ③ ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの生徒が手を触れる場所を、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）や薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤を使用して清掃を行う。
- ④ 食事をとる前には、手洗いを徹底する。食事の際には、同時に集まる人数を制限したり向かい合いで食事を避けて飛沫が飛ばないようにしたりするなどの工夫をする。

(3) 抵抗力を高める取組

- ① 免疫力を高めるため、十分な睡眠を確保させる。
- ② 栄養バランスの取れた食事となるようにする。

3. 感染が疑われる生徒が発生した場合

(1) 感染が疑われる生徒への対応

学校から保護者に連絡を取り、初期対応について相談し、家庭での対応が可能な場合は保護者に引き渡す。学校で対応する場合は、以下のように対応する。

- ① 静養室などに移らせたり、仕切りやカーテンを設置して少なくとも2m以上の距離を保つようにしたりするなど、他の生徒と接触しない措置をとる。
- ② 学校から学校医に連絡の上、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③ 帰国者・接触者相談センターへの相談結果や保健所からの指示により、医療機関での受診、静養などの対応をする。
- ④ 指示により結果帰国者・接触者外来を受診し、医師が検査の必要ありと判断した場合は、PCR検査を受ける。

(2) 寄宿舎内の対応

- ① 他の生徒に発熱等の風邪症状がないか確認する。症状が確認される場合は、登校させず、(1)により対応する。
- ② 改めて2で示した感染防止対策を徹底する。
- ③ 感染が判明した場合は、保健所による検査などの対応に従う。

4. PCR検査の結果、在寮中の生徒の感染が判明した場合

(1) 感染した生徒への対応

- ① PCR検査結果や病院搬送の手続きについて学校から保護者に連絡し、対応について了解を取る。
- ② 救急車等により感染症指定医療機関に搬送、入院。

(2) 濃厚接触者と認定された生徒への対応

- ① 健康観察を続けながら、14日間は寄宿舎で待機する（帰省不可）。
- ② 学校から保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに対応についての了解を取る。
- ③ 健康の状況が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- ④ 寄宿舎の構造や感染者の行動状況等により、PCR検査が必要と判断される場合は、検査を実施することがある。

(3) その他の生徒への対応

保健所の検査を受け、その指導に従い対応する。

その指導により閉寮の必要がある場合は、学校から保護者に連絡を取り、帰省の準備を進める。

閉寮しない場合は、感染症対策を万全に行い、2, 3, 4の対応を徹底する。